

役員及び評議員の報酬に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人誠由会（以下「この法人」という。）の定款第9条及び第23条の規程に基づき、役員及び評議員の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員報酬)

第2条 理事及び監事の報酬は、理事及び監事1名1回の会議につき3,000円を支給する。支給方法は会議の都度、現金で支給する。尚、各年度の総額が理事及び監事1名あたり36,000円を超えないものとする。

- 2 職員給与の支給を受けている理事は、給与規程によるものとし、理事の報酬とは異とする。
- 3 職員給与の支給を受けている理事は、第1項の報酬を受給することができない。

(評議員の報酬)

第3条 評議員の報酬は、評議員1名1回の会議につき、3,000円を支給する。支給方法は会議の都度、現金で支給する。尚、各年度の総額が評議員1名あたり36,000円を超えないものとする。

(公表)

第4条 この法人はこの規程をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な条項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。